平成２４年（フ）第１号
鹿児島県奄美市名瀬永田町３番７号
債務者　村山　雄二
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２４年（フ）第１号
鹿児島県霧島市国分府中143番地２　東園住宅Ａ棟
債務者　東園　久美
1　決定年月日時　平成24年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第７４号
鹿児島県指宿市山川入船町86番地、住民票上の住所鹿児島市喜入瀬々串町604番地321
債務者　上温湯一志
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２３年（フ）第４２９号
京都府長岡京市神足太田２番地19
債務者　米田　亮祐
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１５９０号
京都市山科区椥辻池尻町41番地　コーポ陽光407
債務者　橋本真正美（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６９７号
京都市伏見区小栗栖北後藤町１番地　府営住宅北後藤団地14―502
債務者　齊藤　雅之
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６９８号
京都市伏見区小栗栖北後藤町１番地　府営住宅北後藤団地14―502
債務者　齊藤　一世
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６号
京都市右京区花園寺ノ内町９番地
債務者　小松　尉祐
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７号
京都市右京区花園寺ノ内町９番地
債務者　小松英美子
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第８号
京都市南区唐橋羅城門町４番地　可和政ハウス２階６号室
債務者　小松　郁子
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２６号
京都市左京区岩倉村松町６番地４
債務者　Ａｕ　Ｃｏｉｎ　Ｔｒａｎｑｕｉｌｌｅこと　野口　栄蔵
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６０号
広島県呉市苗代町1093番地
債務者　濱下　奈美
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１６１号
広島県呉市焼山東２丁目７番17号
債務者　前田　星児
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第２号
広島県呉市広津久茂町６番41号
債務者　本山久美子
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第３号
広島県呉市広本町３丁目14番15―202号
債務者　濱岡　三紀（旧姓松浦）
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第３号
兵庫県川西市鼓が滝３丁目９番６号
債務者　森藤　千晶（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第８３号
兵庫県朝来市山東町大垣421番地
債務者　安保　美紀
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第４号
兵庫県朝来市和田山町寺内1025番地１
債務者　足立　輝雄
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係